

1. 件 名：廃止措置実施方針に関する日本原子力研究開発機構等との面談
2. 日 時：平成29年9月6日（水）10時30分～11時30分
3. 場 所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者：
 - 原子力規制庁 長官官房 制度改正審議室
 - 丸山安全規制調整官、臼井廃止措置専門官、櫻井専門職、鈴木調整係長、佐久間貯蔵係長、青木係員、塩川安全審査官
 - 原子力規制庁 長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門
 - 片山上席技術研究調査官、林技術研究調査官
 - 日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 技術主幹 他2名
 - 株式会社日立製作所 原子力事業技術センタ 副センタ長 他1名
 - リサイクル燃料貯蔵株式会社 技術安全部 技術グループ 課長 他1名
 - 三菱原子燃料株式会社 燃料技術本部 主幹
 - グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 環境安全部 担当課長
 - 原子燃料工業株式会社 燃料技術部 主幹 他1名
 - ニュークリアデベロップメント株式会社 安全管理部 主幹
 - 日本核燃料開発株式会社 保安管理部 部長 他1名
 - 東京都市大学原子力研究所 管理室長 他1名
 - 株式会社東芝 原子力技術研究所 技術担当部長

5. 要 旨

- 原子力規制庁より、9月11日（月）に開催を予定している第3回廃止措置実施方針制度の検討に係る会合で配布を予定している資料について説明を行い、当該会合での効果的な議論に資するため、事業者においては本面談での説明内容を踏まえて検討を行い、当該会合において意見等を提示することを求めた。
- これに対し、事業者から、検討に先立ち、資料に記載された内容について趣旨を明確化するための質問があり、原子力規制庁より下記のとおり回答を行った。
 - ・廃止措置に要する費用に関し、量的に見積もることが出来る内容は、事業者自らが責任を持って説明できる範囲で記載する必要があるが、作成時点で見積もることが出来ない内容については、その理由を示すとともに、記載できる段階で記載する方針等について記載すること。
 - ・既に廃止措置計画の認可を受け、廃止措置中の施設においては、当該廃止措置計画の内容を活用しつつ、廃止措置実施方針として必要な内容に不足がある場合はその内容について記載する。その場合は、廃止措置実施方針の作成・変更時点以降に係る措置等に限って記載しても良い。
 - ・使用の許可において、作成対象施設と非対象施設の両方を有している場合の実施方針の作成に当たっては、廃止措置段階の施設の状況を考慮した上で記載内容を整理する必要がある。なお、使用変更許可により、施設の状況が変更されても、

実施方針の記載内容に変更がないのであれば、実施方針の変更は不要と考えるが、不明な点等あれば個別に相談して欲しい。

- ・事業者のインターネットでの公表にあたっては、第一回会合でお示ししたとおり、各事業者が廃止措置実施方針を掲載しているページのリンクを原子力規制庁のホームページに設けることができるか検討をしているところ。この対応を進める場合、掲載時、更新時やリンク先に変更が生じた場合に御一報いただくよう御協力をお願いすることになる。

6. その他（配付資料）

- ・廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（案）

以上